

2023年12月

お客様 各位

日米レジン株式会社

がん原性物質を含有する当社製品に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2022年12月26日に令和4年厚生労働省告示第371号が公布され、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」）について規定が定められ、2023年4月1日よりがん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対しての作業記録等の30年保存の義務化が施行されました。また、リスクアセスメント対象物質ががん原性物質の対象なる場合には健康診断結果記録の30年間保管が2024年4月1日より施行されます。

つきましては「がん原性物質」の対象となります弊社製品について下記の通り、ご連絡を申し上げます。本件に関してご不明な点がございましたら弊社営業までお問合せ頂きます様お願いいたします。

記

1. がん原性物質を含有する弊社製品

下記「がん原性物質を含有する商品一覧」をご参照ください。

- ・製品一覧は主品名を記載しています。個々の製品については含有状況が異なる場合がございますので、SDSで確認頂きます様お願いいたします。
- ・製品一覧は2023年12月時点の原材料の情報を基に記載しております。原材料メーカーにおいても情報を更新しており、今後、原材料の情報の更新により弊社製品も影響がある可能性があります、その場合はSDSを更新いたします。
- ・上記の事より、本件に関しましては各製品の最新SDSのご確認をお願いいたします。

2. SDSの表示欄

該当製品につきましては「適用法令」に「がん原性化学物質」と記載しています。

3. がん原性物質を含有する製品一覧

下記には不特定顧客向けの一般製品のみを記載しています。特定の顧客向け製品につきましては弊社営業担当へお問合せ頂きます様お願いいたします。

対象物質： 結晶質シリカ（石英） CAS. No. 14808-60-7
シリカ CAS. No. 7631-86-9（非晶質シリカは対象外）

製品名： アルブロンHM（骨材）
アルブロンMF-D（18）（骨材）
アルブロンEPモルタル（骨材）
アルブロンピアスぺーブモルタル（骨材）
アルブロン水系Eモルタル（骨材）
アルブロンE-1000（粉体）
アルブロンL-1100（主剤）
アルブロンW-107（主剤、硬化剤）
アルブロンW-107L各色、各タイプ（主剤、硬化剤）
アルブロンW-109（硬化剤）
アルブロンSW-104各タイプ（主剤、硬化剤）
アルブロンA-105H各タイプ（主剤、硬化剤）
アルブロンA-105Y各タイプ（主剤、硬化剤）
アルブロンA-105YK各タイプ（主剤、硬化剤）
アルブロンリプレシール（主剤、硬化剤）
アルブロンY-436（硬化剤）
アルブロンR-834T（硬化剤）

対象物質： 4,4'-メチレンジアニリン CAS. No. 101-77-9

製品名： アルブロンD-12L（硬化剤）
アルブロンD-12LT各タイプ（硬化剤）
アルブロンW-201（硬化剤）
アルブロンW-221（硬化剤）

※労働安全衛生法規則に基づき作業記録等の30年間保存が必要ながん原性物質を定める告示の中に「事業者が、がん原性物質を臨時に取り扱う場合を除く。」記載があり、令和5年4月24日付（労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性物質がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について）下線の項目に該当する場合は対象外となります。

・当該物質を臨時に取り扱う場合について [抜粋]

本告示でいう「臨時に取り扱う場合」とは、当該事業場において通常の作業工程の一部又は全部として行っている業務以外の業務で、一時的必要に応じて当該物質を取り扱い、繰り返されない業務に従事する場合をいう。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000982420.pdf>

4. お問い合わせ先

本件に関してご不明な点は弊社営業担当までお問い合わせ下さい。

営業部署 : <https://www.nichibeiresin.co.jp/company-access/>

以上